

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 3 月31日
【会社名】	鳥居薬品株式会社
【英訳名】	TORII PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松田 剛一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03-3231-6811 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 有川 伸一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03-3231-6811 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 有川 伸一郎
【縦覧に供する場所】	鳥居薬品株式会社 関東信越支社 (さいたま市中央区新都心11番地 2 (明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー)) 鳥居薬品株式会社 中部支社 (名古屋市中区丸の内一丁目17番29号 (N F C 丸の内ビル)) 鳥居薬品株式会社 関西支社 (大阪市中央区本町二丁目 1 番 6 号 (堺筋本町センタービル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2022年3月29日開催の当社第130回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額674,217,480円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、当社定款の変更を行う。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、福岡敏夫氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松村卓治氏を選任する。

第5号議案 補欠取締役1名選任の件

補欠取締役として、近藤紳雅氏を選任する。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、熊野尚氏を選任する。

<株主提案（第7号議案から第12号議案まで）>

第7号議案 定款一部変更（日本たばこ産業株式会社からの天下りの禁止）の件

当社の定款に以下の条文を新設する。

（日本たばこ産業株式会社関係者の天下り禁止）

第19条の2

当会社は、日本たばこ産業株式会社又はその子会社若しくは関連会社において5年以上役員又は従業員としての勤務経験のある者を会社提案の取締役候補者としてはならない。

第8号議案 定款一部変更（日本たばこ産業株式会社へのCMSによる資金提供の禁止）の件

当社の定款に以下の条文を追加する。

第7章 支配株主へのCMSによる資金提供の禁止

（支配株主へのCMSによる資金提供の禁止）

第39条

当社は、日本たばこ産業株式会社又はその子会社若しくは関連会社に対し、キャッシュマネジメントシステム（CMS）による資金提供を行ってはならない。

第9号議案 定款一部変更（取締役の経験）の件

当社の定款に以下の条文を追加する。

（選任方法）

第19条

（第1項から第3項 現行どおり）

当会社の取締役のうち、社外取締役を除く取締役の3分の2以上は、医薬品事業の実務経験を少なくとも10年以上有する者とする。

第10号議案 定款一部変更（資本コストの開示）の件

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

第8章 株主資本コストの開示

（株主資本コストの開示）

第40条

当社は、当会社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当会社が把握する株主資本コストを、その算定根拠とともに開示するものとする。

第11号議案 剰余金の処分の件

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金114円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金114円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2021年12月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

第12号議案 自己株式の取得の件

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数1,968,000株、取得価格の総額5,614,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第 1 号議案から第 6 号議案まで） >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議結果及び賛成の割合
第 1 号議案	231,806	17,611	0	(注)	可決 92.90%
第 2 号議案	248,555	862	0	(注)	可決 99.61%
第 3 号議案 福岡敏夫	239,844	9,563	0	(注)	可決 96.12%
第 4 号議案 松村卓治	247,852	1,565	0	(注)	可決 99.33%
第 5 号議案 近藤紳雅	239,967	9,450	0	(注)	可決 96.17%
第 6 号議案 熊野尚	247,760	1,657	0	(注)	可決 99.29%

< 株主提案（第 7 号議案から第12号議案まで） >

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議結果及び賛成の割合
第 7 号議案	23,650	225,766	0	(注)	否決 9.47%
第 8 号議案	17,621	231,784	0	(注)	否決 7.06%
第 9 号議案	5,960	243,445	0	(注)	否決 2.38%
第10号議案	27,822	221,582	0	(注)	否決 11.15%
第11号議案	51,810	197,594	0	(注)	否決 20.76%
第12号議案	34,779	214,534	91	(注)	否決 13.93%

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・ 第 1 号議案、第11号議案及び第12号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第 2 号議案、第 7 号議案、第 8 号議案、第 9 号議案及び第10号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成です。
- ・ 第 3 号議案、第 4 号議案、第 5 号議案及び第 6 号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案議案については可決要件を満たすこと、株主提案議案については可決要件を満たさないことがそれぞれ確定し、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算していません。

以 上